

農地転用許可申請に係る留意事項

農地法第4・5条の許可申請をする際は、下記の点をご確認のうえ、申請してください。

1 申請書の受付期間

毎月21日～25日（25日が土日祝日の場合は、前開庁日が締切日）です。

なお、申請書は随時受付（お預かり）しますが、書類不備の場合は受付できませんので、記載事項を十分確認したうえで、提出願います。

2 申請書提出部数

2部（原本1部、副本1部）

3 申請書の記載について

許可指令書に反映される箇所もありますので、下記の点に留意願います。

①氏名は、住民登録上の文字で記入してください。

（例： 澤－沢 ・ 邊－邊－辺 ・ 齋－齋－齊 など）

②住所は、－(ハイフン)を用いず正確に記入してください。

（例： ○丁目○○番○○号 ・ ○○番地○○ など）

③個人の場合は、年齢や職業も具体的に記入してください。

4 申請に係る添付書類については、別紙一覧表を参照してください。

登記事項証明書などの証明書類は、申請前3ヶ月以内のものになります。

5 経営移譲年金受給者は、転用許可年月日で支給停止となりますので、申請前又は申請時にご相談ください。

<お問い合わせ>

八街市農業委員会 ☎043-443-1483